

## 大阪大学産業科学研究所企業リサーチパーク利用専門委員会内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学産業科学研究所施設委員会内規第6条第3項の規定に基づき、大阪大学産業科学研究所企業リサーチパーク利用専門委員会（以下「専門委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 専門委員会は、企業リサーチパークの利用に関し必要な事項について審議する。

2 専門委員会は、前項の審議事項のうち企業リサーチパークの利用の許可に関する事項について、審議を行い、承認を得る。

### (組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 研究推進・産学連携担当の産業科学研究所役員会構成員
- (3) 財務・施設担当の産業科学研究所役員会構成員
- (4) 産業科学研究所の専任教授 若干名
- (5) 新産業創成研究部門特任教授 1名
- (6) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第4号、第5号、第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

### (委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、前条第1項第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

### (委員以外の出席)

第5条 専門委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を専門委員会に出席させることができる。

### (ワーキンググループ等)

第6条 専門委員会は、必要に応じて、ワーキンググループ等を置くことができる。

2 ワーキンググループ等に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

### (事務)

第7条 専門委員会に関する事務は、産業科学研究所研究連携課で行う。

### (雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この内規は、平成21年5月28日から施行する。

2 この内規の施行後最初に選出される第3条第1項第3号、第4号、第6号及び第8号の委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

### 附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

1 この改正は、平成22年4月22日から施行する。

2 この改正施行の際現に在任中の第3条第1項第4号、第5号、第7号及び第9号の委員の任期は、改正後の同条第2項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

3 第3条第1項第4号の委員のうちこの改正施行後最初に産業科学ナノテクノロジーセンターから選ばれた委員の任期は、改正後の同条第2項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

### 附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成30年9月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

### 附 則

この改正は、令和4年4月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。